





一 設置の趣旨

教育刷新審議会は、創設以來わが国教育改革の根本的政策の樹立に多大の貢献をたし、今日一脈その使命を遂げたので、これらの教育改革の基礎の上に、民主的教育の完全な実施と、広く国民文化の向上をはかるために、文部省に恒常的な諮問機関として、中央教育審議会を置く必要がある。

二 組織

中央教育審議会は、定員十五名の委員をもつて組織する。

三 委員の選任

中央教育審議会委員の選任は左の方法による。

1 主として、文部省の内外に設置されている法定の審議会等から、各二名の選任人を推薦し、この選任人が定員の枠数の委員候補者を制限選記の方法で選出する。

選任人を推薦すべき団体としては、さしあたっては、

- ア、教育刷新審議会
  - イ、大学設置審議会
  - ウ、日本学術会議
  - エ、社会教育審議会
- 等の法定の団体のほか、全国教育委員会委員連絡協議会、その他これに類する団体を考慮することかである。
- 2 委員候補者の選出にあたっては、教育、学術、文化の分野から二〇名または十八名、政治・社会・産業、経済の分野から一〇名または十二名を選出する。
- 3 文部大臣は、委員候補者のうち、教育、学術、文化の分野から

- 1 ( ) 各々を九名、政治・社会・産業・経済の各分科から五名を  
は六名を基幹として委員を任命する。
- 4 新々委員および次期委員の選任については、以上の三項の方法  
に違ふること。

#### 三 委員の任期

中央教育審議会委員の任期は、二年とし、委員が生じた場合の  
委員の任期は前任者の任期満了とする。

#### 五 職 限

- 1 文部大臣は、左に掲げる事項について、その基本方針を決定す  
る場合においては、あらかじめ中央教育審議会に付かり、その意  
見を聴かなければならぬ。
- ア、学校教育に関する重要事項

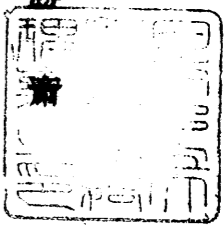
- イ、社会教育および文化事業に関する重要事項
  - ウ、教育財政の大綱
  - エ、国、公、私立大学に関する重要事項
  - オ、その他、教育・学術・文化に関する重要事項
- 2 中央教育審議会は、前項の事項に關し必直と認めらる場合、文  
部大臣に建議することができる。



私大協発才二二〇号  
 昭和廿七年二月二十三日

文部大臣 天野 貞 祐 殿

日本私立大学協会  
 代表常務理事 河野 勝  
 日本私立短期大学協会  
 会長 松本 生



意見書提出について

文部大臣は、新に諮問機関（中央教育審議会）を設置される意向である  
 と傳えられるので、その在り方について本協会は別紙の意見書を  
 提出いたします。

つきましては何卒当協会の意圖するところを参酌せられて然るべく  
 御善処下さいますようお願い申し上げます。

文部大臣は、今新に諮問機関（中央教育審議会）を設置し、教育諮問委員会の答申案等を基礎として昭和後におけるわが國教育の諸制度について検討改善を行う計画であると傳えられておりますが、このことについて本協会は次の通りの見解を持つておりますので、特に考慮せられたく存じます。

一、諮問機関の設置に際しては、構成員の教育上または學術上における専門分野を充分に考慮して普遍的且、網羅的に構成することが望ましい。

文學、教育學系或は綜合大学等に偏することなく、工、農、医、歯、藥等の教育を担当している經驗的専門家を漏れなく加えることが必要であり、また、單科大学、短期大学並に女子教育の關係者を相当數加えることは特に適當であると考ふる。

二、諮問機関の構成員の選出に當つては、民主的方法を採ることが望ましい。

現在わが國には、教育一般の改善振興を主たる目的とする民主的教育團體があるので、それらの團體から公正に選出されたものについて任命することが目的達成上必要であると考ふる。

三、諮問機関の構成員は、國公立學校の關係者に偏することなくわが國教育の重要部分を担当している私立學校關係者を相當數加えることが望ましい。

私立學校においては、教育目的達成上學校の管理經營が國公立學校に比して特に重要であるから、その方面の經驗者をも加えることが必要であると考ふる。

